

論 説

## 今日の中国における人権概念

土 岐 茂

### はじめに

- 1 「人権」概念の議論の概観
  - 2 「人権」概念の議論をめぐる政治過程
  - 3 「人権」概念の理論的意義
- むすび

### はじめに

中国では、最近になって「人権」をめぐる議論がさかんに展開されている。そこで本稿は、中国では「人権」概念をどのように捉えているか、その内容を紹介するとともに、今日の中国における「人権」概念の歴史的、理論的意義について一定の考察を行うことを目的とする。考察を進めるにあたって、はじめに、問題の所在と限定について述べる。

まず、中国の国務院は、1991年11月に「中国の人権状況」と題する、いわゆる「人権白書」を発表した<sup>(1)</sup>。この文書が、本稿で取り扱う重要な考察対象の一つである。その内容の分析は本論に譲るが、「人権白書」では人権

---

(1) 国務院新聞弁公室「中国的人権状況」(『国務院公報』1991年第39号)。以下は「人権白書」と略記する。また、引用は、『国務院公報』の頁によって示す。

この白書の評価にかかわって、国際法上の「主権」概念と関連させて論じたものとして、土屋英雄「中国の人権と主権」(『中国研究月報』1993年第1号)、また、白書の作成経過や内容紹介として、杉山文彦「『人権白書』にみる中国政府の人権観」(同上) 参照。

という用語が用いられていることに注目しなければならない。というのは、従来、中国では人権という用語 자체がほとんど使われてこなかったからである。現代中国の歴代の憲法はもちろん、現行憲法である1982年憲法の条文においても、「人権」ではなく、「市民の基本的権利」と規定しているし、その他の公式的文献においても、通常は「人民の民主的権利」という表現が多用されている。これらは、たんなる用語の問題ではなく、「人権」概念そのものの理解にかかわる理論的問題の所在を示唆している。なぜ、「人権」ではなく市民の基本的「権利」を用いてきたのか、また逆に、なぜ、今日になってあえて「人権」を用いるようになったのか、「人権」概念をめぐる諸見解の分析の必要性を示していると言わねばならない。この分析にあたって主要な論点となるのは、第一に、「人権」概念を用いることにつかわる政治的対抗関係の歴史的意味であり、第二は、「人権」概念それ自体をめぐる理論的問題の評価である。もちろん、両者は密接に関連しあっているが、論理的には区別しうる問題である。本稿では、叙述の都合上若干の重複は避けられないが、これを分けて論ずる。

次に、中国における今日の「人権」概念を分析する上で、幾つかの限定と留保が施されていることについて述べる。第一は、本稿でとくに分析の対象とする「人権」概念は、「市民権」とは区別される意味での「人間の権利」を指す。人権という用語は、常識的には、人間として、あるいは、市民としての諸権利全体の総称として表現されていると言ってよいであろう。しかし、本論で述べるように、マルクスが批判的に検討した「人権」概念は「市民権」と区別されている。それゆえ、これを継承した中国の憲法理論において、人権という用語で表現される特定の意味が問題となるし、理論的検討の対象となる理由がある。第二は、ここでは、「人権」概念の理論的側面に着目するのであって、個別の人権カテゴリーにかかわる、中国の具体的な人権状況の評価、もしくは、個別の人権がどのように保障されるのかにかかわる人権規定のあり方や人権問題の実態分析には立ち入らない<sup>(2)</sup>。実態の問題を分析する上では、本稿は、その理論的前提問題をとり扱

うことを意味する。第三は、近代中国から現代中国の今日まで「人権」概念の理論史全体にわたる検討も当然必要であるし、重要な意義を持つことは言うまでもないが、ここでは、主として今日の「人権」概念をめぐる議論に限定し、それらを理解する上で最小限必要な前史の言及にとどまる。

## 1 「人権」概念の議論の概観

「人権」概念をめぐって、論争を伴う本格的な議論が展開されたのは、経済体制改革の開始以降である。主な議論の展開は、1979年から1982年にかけての第一期と、1988年から1992年にかけての第二期に分かれる。

第一期は、第二期に比べて雑誌等に掲載される論文の数は少ないが、そこに見られる議論の大筋は、後に展開される議論の枠組をすでに形成していると言ってもよい。1980年に出版された『中国百科年鑑』は、1979年の「人権」概念をめぐる議論を紹介している<sup>(3)</sup>。そこでは、「人権」概念の理解をめぐる四つの異なる見解があるとしている。第一は、「人権」はもともとブルジョアジーのスローガンであって、いわば飾りたてた造花にすぎない。社会主義国家において人権保障のスローガンを提起することは、ブルジョアジーの民主主義と自由を闘いとることにつながり、階級敵がプロレタリア独裁を攻撃する手段となる。したがって、このようなスローガンに全面

---

(2) 「人権白書」の評価を含め、中国の人権状況を全体にわたって考察したものとして、Ann Kent, *Between Freedom and Subsistence—China and Human Rights*, Oxford University Press, 1993 がある。同書は、中国の歴史全体を対象に、公式的 (formal) 権利と非公式的 (informal) 権利に区分して、人権の諸規定と実態の両方にまたがって考察している。また、人権問題の実態を告発するアムネスティの活動の成果として、『中国における政治投獄』(三一書房, 1979年), 『中国における人権侵害』(蒼蒼社, 1991年)がある。個別、信教の自由の問題にかかわっては、土屋英雄「中国の人権の構造とそこにおける信教の自由の構造上の共通性と独自性」(『宗教法』1992年12号) がある。

(3) 『中国百科年鑑』(中国大百科全書出版社, 1980年), 445頁—446頁。1979年3月、全国法学会議において人権問題が研究課題に組み入れられたという。

的に反対しなければならないとする。第二は、「人権」はプロレタリアート自身のスローガンではないが、全面的に否定する必要はない。プロレタリアートが権力をとる以前はこのスローガンを利用できる。ただし、社会主義の時期には使用するべきではないとする。第三は、人権問題をブルジョアジーにのみ属すると決めつけることはできない。社会主義の時期にも特権思想がまだ存在する。したがって、人権保障を提起することは積極的意義を持つとする。第四は、ブルジョアジーにはブルジョアジーの人権觀があり、プロレタリアートにはプロレタリアートの人権觀がある。プロレタリアートの人権觀はブルジョアジーの人権觀をいっそう進歩させたものとなるべきであるとする。張鑫は、これを紹介した上で、第一の見解はそれまで30年間支配的地位にあったものだという。そして、このような議論の動向を「人権」の否定から肯定への流れとして捉え、歴史的にみて、第四の見解がもっとも進歩的な人権觀であると評価している<sup>(4)</sup>。

第二期の議論開始の直接的きっかけは、1988年が「世界人権宣言」の40周年と「フランス人権宣言」の200周年にあたったため、これを記念する諸論文が発表されたことにあるが、舒国滢によれば、第二期はさらに1988年後半から1989年6月までの時期とその後1992年までの時期に細分できる<sup>(5)</sup>。前半は、主に国際法上の人権原則をめぐる議論であったのに対し、後半は、「人権」概念全体にかかる議論に発展している。1989年6月以降は、人権にかんするさまざまな研究討論会が十数回にわたって開催されるとともに、法学雑誌にさかんに関連論文が掲載されるようになる。この頃の研究討論会の中では、1991年6月に北京で開催された「人権理論研究討論集会」における討論の状況が比較的詳しく紹介されており、異なるさまざまな見解が見られる<sup>(6)</sup>。たとえば、人権の主体をめぐっては、主体は人民であ

(4) 張鑫『中国法制之現状及改革』(明報出版社、1988年), 5頁以下。

(5) 王勇飛、張基成主編『中国法理学研究綜述与評価』(中国政法大学出版社、1992年), 239頁以下。該当する第七章「法与人権」の執筆分担者が舒国滢である。

(6) 「以馬克思主義為指導深入研究人権理論一人権理論研討会綜述」(『法学研究』

るとする説、主体は市民（原文は“公民”）であってもともと「人権」ではなく「市民権」を用いるべきだとする説、主体は市民と非市民を含むすべての人間であるとする説、さらに、主体は個人に限られるとする説と主体は個人と集団の両者が含まれるとする説などに分かれる。また、人権の存在形態をめぐっては、「あるべき権利」（“應有権利”）、「法に定められた権利」（“法定権利”）、慣習的権利、「現にある権利」（“実有権利”）<sup>(7)</sup>などの諸要素のどこに重点を置くかの相違が見られる。その中には、人権は道徳的権利であるとする説もある。多數の人は、人権は歴史的産物であって、「全人類の人権」はないと考えるが、人権には共通性（“共性”）もあれば、個別性（“個性”）もあるとする説もある。その他の論点を含めて、そこには多様な学説の存在することが確認できる。

これらの議論の推移の中で、1991年11月、「人権白書」が発表される。そこでは、「中国人民は、百年来一貫して」、「人権をかちとることを自らの目標とし」<sup>(8)</sup>てきたし<sup>(8)</sup>、「中国共産党は成立の日から、民主と人権をかちとる」という旗印を高く掲げ<sup>(9)</sup>てきたと述べ<sup>(9)</sup>、人権という用語を積極的に用いている。「人権白書」の発表は、「人権」概念をめぐる肯定や否定の諸議論が交わされる中で、中国政府の公式文献において「人権」肯定の立場を明示したことを意味するとともに、その後も展開される人権をめぐる議論に一定の枠組と方向づけを与えたことを意味する。その点で、「人権白書」の発表は時期を画すると言ってもよい。その後は、「人権」概念の幾つかの論点をめぐって諸論文が発表されるが、いずれも「人権」を肯定する立場に立

1991年第5期。同内容を要約紹介したものとして、拙稿「マルクス主義を道標として人権理論の研究を深めよう」（『社会主义法のうごき』第45号）参照。

(7) “應有”，“實有”はそれぞれ“應然”，“實然”とも表現される。ドイツ語の“Sollen”と“Sein”に対応する中国語訳と推測される。本論でも若干触れるが、とくにカント哲学の影響を受けていると思われる。劉瀚、李林「馬克思主義人権観初論」（『中国法學』1991年第4期）に、カントが「権利を道徳的権利（“應然権利”）と法的権利（“實然権利”）に区分した」と紹介している。

(8) 「人権白書」1348頁。

(9) 同上、1354頁。

ったものとなる。さらに、1992年になるとそれを前提とした個別的人権保障の問題を扱うものが増える<sup>(10)</sup>。1993年からは、「人権」にかかる論文がなくなるわけではないが、「人権」概念をめぐる議論の流れとしては1992年に一区切りしたと見てよいであろう。

「人権」概念をめぐるこれらの議論の過程全体を見れば、人権という用語の消極的使用から積極的使用へ、「人権」概念の否定的評価から肯定的評価への変化であると、ひとまず特徴づけることができる。その変化の意味を政治的側面と理論的側面に分けて論ずるが、その前に、若干の補足をしておきたい。

まず、1979年になって「人権」が登場したことと、その前史との関係についてである。実は、人権という用語自体は1979年になって初めて登場したというわけではない。中国近代において、胡適らが国民党の人権抑圧に抗議する運動をおこして「人権」を強調し、「人権論派」と称せられたことがある<sup>(11)</sup>。もっとも、これに対し共産党は、ブルジョア民主主義の理論であるとして「人権」概念を批判している。しかし、その共産党自身、抗日戦争の時期に「人権」を用いている。たとえば、毛沢東は、1940年の「政策について」の中で「抗日に反対しないすべての地主や資本家は、労働者、

(10) 個別的人権保障の問題を論じたものとして、史探径「論労動立法与人権保障」(『法学研究』1991年第5期), 楊敦先, 陳興良「死刑存廢与人権保障」(『中外法学』1991年第6期), 胡亞球「試論民事訴訟中の人権保障」(『現代法学』1992年第2期), 胡東「我国人權行政法保障問題探討」(『法学与实践』1992年第2期), 徐友軍「中国刑事訴訟与人権」(『中外法学』1992年第2期), 凌相權, 李群星「論我国労働法対人権の保護」(『法学評論』1992年第2期), 王天成「治人者治於法—行政法与人権」(『中外法学』1992年第5期), 楊殿昇「我国対罪犯の労動改造与人権」(『中外法学』1992年第6期), 王桂五「檢察監督与人権保護」(『現代法学』1993年第1期) 等がある。

(11) 中国近代における「人権」の登場は、19世紀後半にヨーロッパから近代民主主義の人権概念が伝わってきたことによるが、この時点ですでに、「人権」を用いる中国の論者は、個人の権利よりも集団の権利の側面を重視しているという興味深い指摘がある。喬叢啓「中国資産階級の人権与法制理論」(『中外法学』1992年第3期) 参照。

農民とおなじ人権、財産権、選挙権および言論、集会、結社、思想、信教の自由の権利を持つことを規定すべきである」<sup>(12)</sup>と述べている。また、事実上共産党の支配する解放区の政府である辺区政府は、「陝甘寧辺区人権財産権保障条例」や「晋西北人権保障条例」など、法令に「人権」の規定を設けている<sup>(13)</sup>。さらに、「人権白書」で述べているように、建国後においても、国際的場で「人権」を用いたことはあるし、1971年の国連加盟後はむしろ積極的に「人権」を掲げて国際的人権活動にかかわってきた<sup>(14)</sup>。これらの意味についてはそれぞれ吟味されるべきであろうが、いずれにせよ、共産党が「人権」を全く無視したわけではないし、人権という用語の使用を全面的に拒否したわけではないことは確認できる。しかし、他方では、1949年以降、国内においては公的に使われてこなかっただし、最初の正式な憲法である1954年憲法でも、人権規定はすでに「市民の基本的権利」と表現され、全国人民代表大会でこれを説明した劉少奇の報告は、「人民の権利」という表現の下で市民の自由と権利について説明している<sup>(15)</sup>。少なくとも、中国国内においては、あるいは、社会主義政権の下では、「人権」の使用を意識的に避けてきたことは明らかである。

次に、「人権」概念にかんする「支配的見解」が存在することの意味につ

(12) 『毛澤東選集』第2巻（人民出版社）、726頁。

(13) 韓延龍、常兆儒編『中国新民主主義時期根據地法制文献選編』第1巻（中国社会科学出版社、1981年）、89頁以下の諸法令参照。他に「山東省人権保障条例」、「渤海区人権保障条例執行規程」などがある。ここに見られる「人権」概念の外延は、必ずしも一義的ではない。財産権と対比して精神的自由権や政治的権利を指すと思われるものもあるし、たんに、人身の自由を指すと思われるものもある（前述した毛澤東の言及はこれであろう）。全体的には、この時期、「人権」と言えば、主に人身の自由のことを意味していたと考えられる。劉瀚他編著『法学基礎理論研究指南』（天津教育出版社、1988年）、66頁以下参照。

「人権」の使用が意識的であるとすれば、それは、当時の情勢の下で、共産党の単独政権ではなく、民主主義革命を目指す統一戦線の政権であることに由来すると思われる。

(14) 「人権白書」1388頁以下。

(15) 『中華人民共和国法規彙編』第1巻（法律出版社、1981年）、57頁以下。

いてである。「人権」概念をめぐる議論は、上述したように多様な見解があることは事実であるが、それらがすべて並列的に存在しているわけではない。言い換えれば、全くの学術的見解として同格に存在しているわけではない。人権問題自身が高度のイデオロギー性を帶びているため、政治過程のフィルターを通して一定の権威的見解が形成されるという現象を呈する。とくに、共産党や政府が明示的に見解を発表する場合、それが中国を代表する公式的見解となる。そのような支配的見解を政治的過程の側面から考察すること、および、その概念の内容を解明する上で、一定の論理的分析を試みることが以下の課題となる。

## 2 「人権」概念の議論をめぐる政治過程

「人権」をめぐる議論が1979年から開始された直接的な契機は、いわゆる「北京の春」と称される民主化運動の動向にあったと言ってよい。経済体制改革を方向づける画期となった1978年12月の中国共産党第11期3中総で、鄧小平は、四つの近代化を実現するために民主主義の法制度化すなわち「民主と法制」の意義を強調した。これに呼応する民主化運動の担い手たちの言論の中に、明示的な「人権」の要求が登場する。北京市内に張りだされた壁新聞には、1979年1月1日に結成したという「中国人権同盟」の名前で人権要求の宣言があった<sup>(16)</sup>。人権運動の観点から十九箇条の要求を提示している。また、後に「北京の春」の象徴的存在となった魏京生は、五つ目の近代化として民主化を主張する文脈の中で、民主主義の法治について「われわれが要求するのは、平等、人権の法治である」と述べた<sup>(17)</sup>。これら一連の人権要求は、近代民主主義の観点からの人権理解と中国の党や政府に対する批判的観点を内在する点で共通している。

(16) 尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言』(日中出版、1980年)、132頁以下。

(17) 魏京生「再続第五個現代化一民主及其他」(侯吉諒主編『從魏京生到吾爾開希』海風出版社、1988年所収)。

これに対する共産党の対応は、「四つの基本原則」をもって民主化の言論活動を一定の枠内に制限することであった。この年の3月、鄧小平は、党の理論討論会で「最近の一時期、一部の地方では少数の者が騒ぎをおこしている。」「彼らは『飢餓反対』、『人権要求』など、人々の耳目をおどろかすスローガンをかけて、一部の人をデモ行進に扇動し、外国人を通じて彼らの言論と行動を世界に広く宣伝しようとしたくらんでいる。『中国人権同盟』なるものは、あろうことか壁新聞まで張りだして、アメリカの大統領に対し、中国の人権問題に『関心』を寄せるよう求めた」と述べ<sup>(18)</sup>、明らかに人権要求に対する否定的態度を示した。この見解発表を契機に「人権」論を批判するキャンペーンが開始される。国内における人権要求について、『紅旗』の論文は、彼らが言う「人権」は、「ブルジョア個人主義の民主主義と自由」であって、「四つの基本原則」を否定し「社会主義的民主主義と根本的に対立するものである」と評価し、諸権利にかかわって中国で課題とすることは「人民の民主的権利」の保障であると述べている<sup>(19)</sup>。「人権」を用いること自体の全面的否定である。もっとも、香港の雑誌『動向』に掲載された江莉の見解は<sup>(20)</sup>、1979年10月の『光明日報』で共産党の態度は柔軟な対応に変化したと評価している。『光明日報』論文は、「人権」問題をめぐって、「ごく少数」の者が「四つの基本原則」を否定する主張をしていくと批判しつつ、他方では、一部の人が「人民の権利の確実な保障」を求めるることは、表現の仕方に不適当な点はあるが、「その実質的要件の多くは条理にかなった、正当なものであった」と述べている<sup>(21)</sup>。確かに、当時の民主化運動の流れの中で出てきた人権要求に一定の理解を示した点で態度の変化を見てとることができる。しかし、同時に、ここでは、社会主義制度の下での「人権」を認めていないことも忘れてはならない。

(18) 『鄧小平文選』(人民出版社、1983年), 159頁以下。

(19) 肖蔚雲、羅豪才、吳擴英「馬克思主義怎樣看“人権”問題」(『紅旗』1979年第5期)。

(20) 江莉「中京正視人権問題」(『動向』1979.11.16)。

(21) 光明日報評論員「略談人権問題」(『光明日報』1979.10.26)。

実は、ほぼ同時期に、中国にも「人権」の存在することを述べた見解がある。1979年第4期の『法学研究』における呉大英、劉瀚の共同論文は<sup>(22)</sup>、今日でも、若干の幹部による「権利の濫用、人権侵害の行為」があとをたたないと指摘し、プロレタリアートは、「ブルジョアジーの人権スローガンの狭隘性と虚偽性を暴露するとともに」、「それを批判的に継承し発展させる」という観点に立ちつつ、「人権」保障は現在もなお必要であると述べている。この立論の背景には、「文化大革命」の時期に多数の幹部や大衆が自由を奪われ虐待されたことを「人権」の侵害の事実として認識していた点を挙げることができる。とくに、1979年第2期の雑誌『民主と法制』において、当時、「四人組」に対して抵抗の政治的立場をとったがゆえに「思想犯」として迫害された張志新の事例が人権侵害の典型例として紹介されている<sup>(23)</sup>。後の議論の展開にも見られるように、この時期、現代中国にも「人権」保障が必要と考える見解が「文化大革命」の反省を出発点としていたことは、重要な意味を持つ。しかし、社会主义の中国にかかわって「人権」を用いるのは、まだ少数派の見解にとどまっていたと言ってよい。1979年段階の有力な見解を要約するとすれば、陳漢礎の次の観点に代表させることができる。つまり、マルクス主義は人権一般を一律に否定するわけではないが、「共産主義者は、人権のようなスローガンをけっして自らの基本的スローガンとすることはできない。マルクスやエンゲルスは、一定の条件の下で『人権』や『市民権』を戦術的スローガンとして利用したにすぎない」。「人権」というスローガンは、「今日の中国人民の要求や願望を反映するには程遠い」とする観点である<sup>(24)</sup>。

1980年代に入ると、国際的領域における人権問題も積極的に議論されるようになるが、この場合の状況はやや様相が異なる。まず、議論の枠組みとして、第一に、次の3で述べる「新しい世代の人権」と関連する論点で

(22) 呉大英、劉瀚「対人権要作歴史的具体的分析」(『法学研究』1979年第4期)。

(23) 盛祖宏「人権与法制」(『民主与法制』1979年第2期)。

(24) 陳漢礎「什么是“人権”」(『百科知識』1979年第5期)。

もあるが、第二次大戦後、とくに民族解放運動が活発になった時点での人権問題すなわち民族自決権等の「集団的人権」を人権の主な対象とし、第二に、人権問題は国際政治の現状を反映して、国際的階級闘争の焦点として捉えられる点で特徴がある。第一の点にかんしては、信春鷹は、「ある意味では、人権は一般的概念である。」と述べる。1960年代以降、人権は国家主権と民族自決権に集中的に表れているとした上で、「国際的には、人々がさまざまな権利を享受する共通の表現様式を定めるのは可能である」とする。そこから、一方では、人権がイデオロギーの異なる諸国家に受け入れられるとともに、他方では、各国の外交政策の道具となることを指摘する<sup>(25)</sup>。『人民日報』に掲載された浩如論文は、同様の趣旨から「国際的政治生活において、人権は内容のきわめて広い権利概念になった」と述べ、この観点から、第三世界の人民の自決権や国家主権を擁護することが個人の人権を守る基本的前提であるとする<sup>(26)</sup>。さらに、沈宝祥らの『紅旗』論文は、個人の人権の一面的強調は「国際政治の現実を無視したもの」であると捉える<sup>(27)</sup>。第二の点については、人権をめぐる国際政治の構図は、発展途上国を中心とする世界各国の人民とソ連やアメリカの二つの超大国を中心とする帝国主義や霸権主義との対決と捉えられる。とくに、ソ連については、「社会帝国主義」の規定をしていた時期であり、ソ連は「人権」の擁護者になりすましているが、KGBや「精神病院」の例をあげて人権は守られていないという非難キャンペーンをしてきていた<sup>(28)</sup>。アメリカの主張する人権についても、人種差別の実態などを根拠に挙げて、その虚偽性を訴える。一方では、アメリカなどの人権外交に対しては、「人権」の名を借りた内政干渉であり、その狙いを暴露することを主な主張内容とし、他方では、発展途上国の利益を擁護する立場から、民族自決権や発展権など積極

(25) 信春鷹「現代国際政治闘争中の人権問題」（『學習与思考』1981年第1期）。

(26) 浩如「人権の歴史と現状」（『人民日報』1982.4.23）。

(27) 沈宝祥、王誠権、李沢銳「關於国際領域の人権問題」（『紅旗』1982年第8期）。

(28) 『北京週報』1977年第11号、23頁。

的に「人権」の旗をかかげることになる。人権問題は、「人権」の理解をめぐる二つの観点を際立たせ、国際的イデオロギー闘争の問題として捉えられる。

国際的領域における「人権」概念の使用は、国際的政治闘争にかかわる「戦術的」利用の側面と、国際的に共通の理解を追求する上で「人権」を一般的概念と捉える傾向とが混在しているように思える。後者の側面について言えば、事実、沈宝祥らの論文では、「社会主义と人権は一致する。」という主張が見られる<sup>(29)</sup>。ともあれ、第一期の「人権」概念をめぐる国内外の政治過程を全体として見れば、「人権」に対する否定的立場から肯定的立場への変化の過程にあることがわかるであろう。

第二期の議論の開始は、1で述べたように、当初は「人権」概念の歴史的評価にかかわるものが多かったが、1989年6月を境に現実の政治的意義を帯びる。やはり、きっかけは民主化運動の動向にかかわる。天安門事件にかけて盛り上がりを見せた民主化運動の流れの中では以前にも増して人権要求は顕著な姿を現す。たとえば、方励之が1989年1月に鄧小平にあてた公開書簡の中では魏京生の釈放を求めるとともに、「フランス革命が掲げた自由、平等、博愛、人権は人類の普遍的尊重を受けている」<sup>(30)</sup>という主張を盛りこんでいるし、これに続く北京文化界知識人の公開状でも「人権尊重」の表現を用いるなど、民主化要求の諸文書の中に頻繁に「人権」が登場している<sup>(31)</sup>。また、パリに脱出した嚴家其とウルケンは、1989年7月の「国殤日一ヶ月宣言」で、民主化運動の根本目標は「自由、民主、法治、人権」の実現であることを繰り返し表明している<sup>(32)</sup>。これらに対する共産

(29) 沈宝祥他・前掲論文、48頁。

(30) 「方励之至鄧小平函」(何芝洲編著『血沃中華一八九年北京学潮資料集続編』香港新一代文化協會、1989年)、245頁。

(31) 「北京文化界至人大常委会及中京中央公開信」(同上)、250頁。

(32) 嚴家其、吾爾開希「国殤日周月宣言」(同上)、116頁以下。天安門事件にかかわるこれらの文献については、矢吹晋編訳『チャイナ・クライシス重要文献』全三巻(蒼蒼社、1989年)が詳しい。

党の対応は、民主化運動の人権要求を「ブルジョア自由化」の思想として批判する点は徹底しているが、すでに「人権」概念の全面的否定ではない。一方でブルジョア的人権論を批判しつつ、他方で社会主义における「人権」の存在を容認する。天安門事件後の1989年7月、党組織の宣伝部長を集めた会議で、江沢民は、国内の青年たちがブルジョア的思想の影響を被っている状況を指摘し、彼らに「民主、自由、人権」問題についての啓蒙教育を施す任務を提起している<sup>(33)</sup>。これを受けた形で、鄭杭生は、「ブルジョア自由化」の論調における人権観を批判した上で、「人権」はブルジョアジーの専売特許ではなく、「社会主义の条件における民主、自由、人権は、資本主義の条件におけるそれらの根本的欠陥を克服して必然的に生成した、いっそう高度な新しい型の民主、自由、人権である」という対比の仕方をする<sup>(34)</sup>。また、1990年8月に解放軍出版社から発行された『民主・自由・人権』では、民主化運動の潮流が掲げた人権は動乱を引き起こすための看板であると非難した上で、「中国共产党の人権観」を対置している<sup>(35)</sup>。ここでは、「人権」一般の否定ではなく、「ブルジョア理論」に汚染された人権観を排除して「正しい」人権観を普及することを主な目的として掲げている。国際情勢に目を転ずると、すでに、二つの超大国を中心とする覇権主義という認識はない。1982年頃からソ連とは友好関係を発展させる方向に変わっており<sup>(36)</sup>、資本主義諸国との関係も、経済体制改革の流れに沿って経済協力を追求する立場に転じている。おりしも、1989年7月のパリ・サミットは、中国の人権侵害を非難する決議を採択したが、これに対して「人民日报」社説は、「中国の内政に対する乱暴な干渉である」と反論しているが、「人権」イデオロギーそのものの批判は試みていない。むしろ、世界は対立から対話の方向に変わっているとした上で、平和五原則に基づく各国の友

(33) 『人民日报』1989.7.21。

(34) 鄭杭生『民主・自由・人権』（上海人民出版社、1990年），10頁以下。

(35) 張堅、姜漢斌、王輝『民主・自由・人権』（解放軍出版社、1990年），102頁以下。

(36) 毛利和子『中国とソ連』（岩波新書、1989年）参照。

好関係のよびかけで最後を締めくくってさえいる<sup>(37)</sup>。これ以降、焦点となる認識は、ソ連、東欧の社会主義体制崩壊の動向に関連して、欧米資本主義国家が「人権」を社会主義の「平和的転覆」の道具にしているという点にある。

天安門事件以降の議論では、人権そのものを否定することではなく、人権の存在を認めつつ、あらためて「人権」概念をどのように把握するかが問題となっていたと言える。このような流れの中で、「人権」に対する支配的見解を提示する意味を持ったのが「人権白書」であった。「人権にかんする基本的な立場と実践」を紹介するために書かれたこの白書は以下の政治的主張を行っている。第一は、中国は人権を実現するために積極的にかかわってきたし、今後も人権の実現を課題とすると述べる。中国国内における問題としては、中国革命自体が人権をかちとるためのものであって、これまで大きな成果を上げた。国際的場においては、「世界人権宣言」や「国際人権規約」を尊重し、国連の人権分野での活動に積極的にかかわってきた。もっとも、中国の人権を擁護する実践の中で「さまざまな挫折があった」し、「まだ改善すべきところが多い」。したがって、人権の実現は「依然として中国の人民と政府の長期にわたる歴史的任務である」<sup>(38)</sup>とする。第二は、人権に対する主権の優位の主張である<sup>(39)</sup>。人権の具体的な状況は国によって異なるという見解をとる。特定の国の人権状況を評価する場合、その国の歴史と国情を無視してはならない。これと関連して「人権問題は国際性の一面があるにしても、主として一国の主権の範囲内の問題である」と考える。したがって、人権問題を理由として他国の内政に干渉することは許されないとする。第一に述べた点は、まぎれもなく、中国に「人権」があることを認めた見解である。また、中国の人権状況の歴史を振り返って「さまざまな挫折があった」という記述は、具体的には何を指すか明示

(37) 『人民日報』1989.7.17。

(38) 「人権白書」1349頁。

(39) 土屋「中国の人権と主権」(前掲) 参照。

してはいないが、少なくとも「文化大革命」の時期に「人権」侵害の事実があったという認識に基づいていることは明らかである。第二の主張の根拠とする点は、「人権状況の発展は、各国の歴史、社会、経済、文化などの状況に制約される歴史的発展の一過程である。」<sup>(40)</sup>とする認識である。この認識に基づけば、他国からの人権攻勢に対して、「人権」にかんする価値基準は国によって異なることを理由に反論することが論理的に可能となる。これは、アメリカのいわゆる人権外交に対する中国の基本的政治姿勢でもある。アメリカは、「人権」概念の普遍性を前提にして、人権問題を外交交渉の場に持ち出すのに対して、中国は、「人権」概念の歴史性を前提にして、これに反論する<sup>(41)</sup>。

「人権白書」が発表されたことを契機として、「人権」にかんする中国の政治的立場は定まったと言ってよいであろう。次の課題にかかわって、ここで確認すべきことは、社会主義社会においても「人権」は存在するという認識、そして、その「人権」はブルジョア的人権とは区別されるべきものであるという認識が明示されたことである。

### 3 「人権」概念の理論的意義

これまで「人権」概念をめぐる議論の過程を否定から肯定への変化として述べてきた。変化している以上、「人権」概念の捉え方自体の変化を伴わざるを得ない。その理論的検討が次の課題となる。

「人権」概念の変化が端的に表れるのは、憲法理論上の人権評価、すな

---

(40) 「人権白書」1349頁。

(41) たとえば、周金榜「美国的“人権外交”政策評析」、寧陸雲「美国的“人権外交”与“和平演变”戦略」(いずれも馮卓然、谷春徳主編『人権論集』首都師範大学出版社、1992年、所収)参照。なお、人権と結びつけたアメリカの对外援助のあり方について、君島東彦「对外援助と人権—アメリカ合衆国の場合」(堤口康博、大浜啓吉、吉田稔編『現代日本の法的論点』勁草書房、1994年、所収)参照。

わち中国憲法の「市民の基本的権利」の評価においてである。1979年第2期の『民主と法制』の呉大英、劉瀚論文は、「人権」概念一般を否定はしないが、中国憲法に「人権」ではなく「市民の基本的権利」を規定する理由について言及している<sup>(42)</sup>。人権という言葉の意味はやや漠然としてあいまいであること、また、「市民の基本的権利」という概念は、「人権」の合理的部分を含むだけでなく、内容上、人権という言葉の範囲を大きく超えていること、言い換えれば、「市民の基本的権利」の方に科学性と真実性があると述べている。前述した『光明日報』論文の評価は、中国の「憲法が規定する市民のこれらの権利は、特定の意味から言えば、やはり『人権』である。」と述べ<sup>(43)</sup>、一見肯定的であるが、しかし、ブルジョアジーの人権が形式的、虚偽的であるのに対し、社会主義国市民権は現実的であると述べ、「人権」と「市民権」を対比している。さらに、1982年憲法制定後の憲法学の著作においても、1982年憲法が「基本的権利」という用語を用い、「人権」を用いないことについて説明している。董成美は、その理由として「それは社会主義的民主主義とブルジョア民主主義の境界をあいまいにし、思想上・政治上の混乱を引き起こしやすいからである。」と述べている<sup>(44)</sup>。王向明は、「わが国の憲法は、他の社会主義国と同様、通常、『人権』という用語を用いずに『市民の基本的権利』という科学的概念を用いる。しかし、われわれは根本的に人権問題を否定しているわけではない。」「わが国が憲法で『人権』を用いないのは、人間は階級社会においてつねに階級性を持ち、『人権』という概念は国家や法律を離れ抽象的表現であるが、実際は、国家の法律が規定する、明確に階級性を持つ権利があるだけである。」と述べている<sup>(45)</sup>。これらは、ややニュアンスの相違はあるものの、「人権」は科学的概念ではない、したがって、憲法上の用語としては、「人権」を用

(42) 呉大英、劉瀚「什么是“人權”？ 我國的憲法和法律為什麼不用事“人權”一詞？」（『民法与法制』1979年第2期）。

(43) 光明日報評論員・前掲論文。

(44) 董成美『憲法基本知識』（上海人民出版社、1983年）、117頁。同書の翻訳に、西村幸次郎監訳『中国憲法概論』（成文堂、1984年）がある。

いるべきではないという点で共通している。これに対して「人権白書」における記述は明らかな相違を見せる。中国の人権状況として紹介する「人権」とは1982年憲法の「市民の基本的権利」そのものに他ならない。「人権白書」の前文では、中国の人権の三つの特徴として、第一に、人権を共有する主体が少数者ではなく、中国市民全体に拡大された「広範性」、第二に、搾取制度の廃止とともに、市民の権利の平等を実現する「公平性」、第三に、法律に規定された権利と現実に享受する権利とが一致する「真実性」を掲げているが<sup>(46)</sup>、これは、従来、中国の基本的諸権利にかんする憲法学上の説明と同じでもある。「人権白書」の発表の時期に前後して掲載された王徳祥論文は<sup>(47)</sup>、中国の「人権」にかんする憲法保障の問題として、そのまま1982年憲法の「市民の基本的権利」について論じている。もちろん、1982年憲法の「市民の基本的権利」という表現は存続しているが、これを「市民の基本的権利」と言っても「人権」と言っても同義であって、どちらの表現でも差し支えないという見解に変わったことを意味する。この変化、とくに社会主义では「人権」がないという観点からの「人権」否定説と、社会主义にも「人権」があるという観点からの「人権」肯定説を対比することで、「人権」概念の変化の理論的意義を分析することができる。その際、問題は以下の諸論点にかかわっている。

### (1) マルクス理解

第一の論点は、マルクスの見解をどのように理解し説明するかという論点である。「人権」概念をめぐる議論の過程全体を通じて、マルクス主義の観点に言及して一定の主張を述べる場合、つねにマルクスの見解が引用さ

(45) 王向明、許崇徳編『中国憲法講義』（中央広播電視大学出版社、1987年）、355頁。また、中国人民大学法律系国家法教研室編『中国憲法教程』（中国人民大学出版社、1988年）、276頁以下では、社会主义国家の憲法が人権概念を使用しない理由として、同趣旨の説明を行っている。

(46) 「人権白書」1349頁。

(47) 王徳祥「論我国人権的憲法保障」（『法学研究』1991年第4期）、同「論我国人権的憲法保障」（『現代法学』1991年第4期）参照。

れ、根拠として用いられる。第一期と第二期とでは引用の綿密さにおいてやや差があるとはいえ、当然共通する部分が引用される。なかでも、マルクスが「人権」に言及した主な箇所は、「ユダヤ人問題によせて」の中でフランスの「人および市民の権利宣言」（人権宣言）やアメリカ独立時の州憲法の評価に触れた部分である。マルクスは、市民の権利と区別される人間の権利を検討する上で、まず、人間の存在する社会のあり方を問う。市民革命は政治革命として市民社会の政治的性格を揚棄した。すなわち、政治的国家と市民社会の分裂を結果した。このことによって、「市民社会の成員としての人間、非政治的人間は、必然的に自然的な人間としてあらわれる」<sup>(48)</sup>。市民社会の生活と政治的生活の二元性を前提とする市民社会の人間は、旧い社会でその基礎となっていたままの人間、利己的な人間へ解消される。したがって、「人および市民の権利」における「人」とは市民社会の成員であり、「人権」とは、「市民社会の成員の権利、すなわち利己的人間の、人間と共同体から切り離された人間の権利」<sup>(49)</sup>である。マルクスによれば、自由とは、「孤立して自己に閉じこもったモナドとしての人間の自由」であり、「自由という人権は、人間と人間の結合にもとづくものではなく、むしろ人間と人間の区分に基づいている」<sup>(50)</sup>。マルクスが想定する本来の人間像は、抽象的な孤立した個体ではない。「人間は一個の個人に内在するいかなる抽象物でもない。その現実性においてはそれは社会的諸関係の総体である」<sup>(51)</sup>。市民革命は、政治的革命として人間の政治的解放をかちとったが、人間そのものの解放を実現する社会革命を経ていないという歴史的限界性を持つことを意味する。その先にある「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである」<sup>(52)</sup>。このようにマルクスが「人権」概念に批判的立場をとることは、マルクス自身、

(48) 『マルクス＝エンゲルス全集』第1巻（大月書店版）、406頁。

(49) 同上、第1巻、401頁。

(50) 同上、第1巻、402頁。

(51) 同上、第3巻、534頁。

(52) 同上、第1巻、407頁。

別の箇所で「権利にかんしていえば、われわれはなかんずく、政治的および私的権利としての権利にたいしても、またその最も一般的な形式でいえば人権としての権利にたいしても、共産主義の対立を主張してきた。」<sup>(53)</sup>と述べていることからも明らかである。

このようなマルクスの見解にかんする理解の直接的帰結は、「人権」概念の歴史性と虚偽性の認識である。この観点は、第一期および第二期の議論全体を通じて共通している。「人権」の歴史的登場は資本主義的商品関係の社会意識における反映と捉えられ、その典型的な内容はロックやルソーに代表される「天賦人権論」として要約される。したがって、「人権」の登場は、一方では、封建的特権に対する歴史的進歩であるが、他方では、階級としての資本家の権利にすぎないという歴史的限界性を有する。人権の主体として想定される「すべての人間」なる抽象的存在はあり得ない。資本家や労働者という具体的な存在から出発するのがマルクス主義である。ブルジョア理論が人権の普遍性を主張しても、現実的にはそれは私的所有権の擁護を本質とする資本家の特権にすぎないと、人権の虚偽性を告発する。

当初の「人権」概念否定説からすれば、「人権」はそもそもブルジョアジーのスローガンであって、プロレタリアートはこれを共有できない。したがって、マルクス自身が人権という表現を用いた事実、過去における中国自身の人権の使用、国際的場における人権活動は、マルクス主義の観点からすべて戦術的利用とみなされる。人権批判は、「人権」＝ブルジョア的人権という理解を前提につねにブルジョア法批判の一環となる。社会主義における「人権」を想定していない以上、その限りで論理的一貫性を保持していると言うことができる。しかし、中国に「人権」があり、社会主義に「人権」があるという見解が登場するとともに、マルクス理解は一定の変容を遂げざるを得ない。「人権」概念を否定していた従来のマルクス理解には一定の混乱があったとする反省的見解も現れる。つまり、従来のそれはマ

---

(53) 同上、第3巻、204頁。

ルクス主義人権觀の一面的理解であり、「人権」に対するマルクスの批判的側面のみを承認していたとする<sup>(54)</sup>。劉鶴、李林の共同論文は、マルクスが「ブルジョア的人権觀を批判し、その合理的要素を吸収し深化し発展させた。」と評価するとともに、マルクス主義人権觀の再構成を試みている<sup>(55)</sup>。とはいっても、マルクスは、理想とするプロレタリアートの「人権」概念については言及していないし、当然ながら、社会主義における「人権」については一切言及していない。「マルクス」主義を継承しつつ、なおかつ、社会主義に「人権」があることを肯定する論理は、ブルジョア的人権を批判しながら、それとは異なる「人権」を追求することに活路を見い出さねばならない。

## (2) 「人権」概念の拡大

第二の論点は、「人権」肯定説に見られる考え方、つまり、肯定すべき「人権」は、従来の「人権」概念を改造し、新たな内容を賦与したものであるとする考え方である。鄭杭生は、「人権」概念の普遍性を批判しつつ、「人権概念は歴史的に拡大されており、不变のものではない。」<sup>(56)</sup>という論理を伴い、今日の「人権」は、従来とは異なる「新しい型の広義の人権」であると主張する<sup>(57)</sup>。その典型的な觀点は、最近、三世代人権の分類として提起されている。白桂梅によれば、第一世代の人権は、18世紀ヨーロッパの人権運動で提起された内容を指し、国家の消極的行為を要求する個人の権利を保障することを特徴とする。「天賦人権論」として要約される伝統的人権概念であり、マルクスが当面した時代の人権である。第二世代の人権は、19世紀末から20世紀初めにかけて社会主義運動の展開の中で形成された経済的、社会的、文化的側面の権利を主な内容とし、国家の積極的関与を要

(54) 徐顥明編『公民権利義務通論』(群衆出版社、1991年)。人権概念の否定には四つの混乱があったとし、この外に、歴史的連関との断絶、世界的連関との断絶、法文化との断絶を指摘している。

(55) 劉鶴、李林「馬克思主義人権觀初論」(『中国法学』1991年第4期)。

(56) 鄭杭生・前掲著、180頁。

(57) 同上、188頁。

求することで権利の実現をめざすことを特徴とする<sup>(58)</sup>。第三世代の人権は、「新しい世代の人権」と称され、第二次世界大戦後、とくに1960年代以降、植民地主義に反対する民族解放運動の中で誕生した、民族自決権、発展権、民族平等権、環境権などを主な内容とする。権利の主体は、個人のみならず、民族、社会、国家を含む集団にまで拡大されている。なお、田進は、人権概念の拡大の過程について、第二次大戦後の「世界人権宣言」は、経済的、社会的、文化的権利の内容を含みつつも、主としてヨーロッパの伝統的人権観念を反映しているという評価にとどまるのに対し、1960年代になって採択された「国際人権規約」は、発展途上国の要求を反映していると積極的に評価する<sup>(59)</sup>。民族解放運動が目立った動きを見せるのは1960年代以降であり、民族自決権や発展権に代表される集団的人権は、とくにこの時期から焦点となる。

「新しい世代の人権」論は、前世代の人権を否定するのではなく、相互に補いあう関係にあり、その他の個人の人権を促進し保障する前提であると位置づける。個人の権利から集団の権利まで、すべてを含むとするのが主旨である。「人権白書」が生存権を一つの国と民族にとって最も重要な人権であるとし、「生存権がなければ、その他すべての人権は話にならない。」と主張したのは<sup>(60)</sup>、このような考え方の具体的表現である。また、白桂梅は、ヨーロッパの議論の中で、集団的人権の思想は人権概念の混同であって、集団的権利は人権には含まれない、あるいは、「集団的人権」の濫用によって個人の人権が侵害される恐れがあるとする見解があることを紹介しつつ、権利は社会の経済的構造や社会の発展と密接に関連しているのであって、個人の利益と社会の利益との関係を見れば個人の人権と国家権力（主権、立法権）とは矛盾するものではない、したがって、眞の民主主義と人

(58) 白桂梅「論新一代人権」（『法学研究』1991年第5期）。

(59) 田進「国際人権活動的発展と存在争議の問題」（馮卓然、谷春徳主編・前掲書、所収）、305頁以下。

(60) 「人権白書」1350頁。

権とは事実上同じであり、人権は個人的権利であると同時に集団的権利でもあると述べている<sup>(61)</sup>。もっとも、国内においても、林仁棟のように「集団的人権」概念に反対する説もある。林は、「人権の主体は個人であるべきであって、集団ではない」と主張する。個人は確定できる主体であるが、集団は不確定である。「集団的人権」は、特定の状況の下でのみ、個人の権利の延長として理解されるべきであるとする<sup>(62)</sup>。ともあれ、このような「新しい世代の人権」概念は、人権の主体を個人から、民族や国家を含む集団にまで拡大している点で、確かに従来の「人権」概念とは異なる「新しい人権」概念である。

### (3) 「人権」の存在形態

「新しい世代の人権」論は、集団的権利を重視する傾向性を持つとはいって、個人的権利を否定するわけではない。個人的権利と集団的権利の両方を含むと考えるのがその主旨である。したがって、個人的権利の側面に着目すれば、「人権」肯定説における個人的権利の評価のあり方が第三の論点となる。まず、確認しておくべきことは、伝統的人権を批判した「人権」否定説の理論的認識が、「人権」肯定説に変わったからといって、個人的権利に対する評価も全く変わるものではない。伝統的人権観の抽象性や虚偽性という評価は基本的に維持されている。したがって、伝統的人権観における個人的権利の認識とは異なる個人的権利の存在形態を提示することで「人権」を肯定する理論的根拠を示すことが目指される。その際、議論の状況を見ると、集団的権利に重点をおいて分析する論者は、個人的権利も法規範と結びつけて法的権利として位置づけるのに対し、個人的権利に重点をおいて分析する論者にとっては、「人権」とは市民の権利とは区別された「人間の権利」である以上、法規範によって保障される権利とは別に、あるいは、法規範の制定以前に存在する権利として理解されている

---

(61) 白桂梅・前掲論文、4 頁以下。

(62) 林仁棟「論人権与公民権」(『南京社会科学』1992年第1期)。

(63) 同上。

ようである。先に紹介した林仁棟は、「人権」を「人間として享受すべき権利」と規定した上で、それを法律化したものが市民権であると説明する<sup>(63)</sup>。舒国滢は、「人権」は法律の善悪を判断する価値基準であり、法律を「人権」を実現するための手段であると捉える<sup>(64)</sup>。公丕祥は、マルクスの見解を根拠にしつつ、人権を「あるべき」（“應然”）ものとして、市民権を「存在する」（“実然”）ものとして分類している<sup>(65)</sup>。これらの見解は、そもそも伝統的人権觀とどこが異なるのかを問われるべき理論上のジレンマを生ずる。従来の「人権」否定説は、「人権」＝ブルジョア的権利の認識に基づく以上、自然権としての人権もしくは天賦人権論における人権を否定することで「人権」概念を否定する根拠を示すという単純明快な論理構成を持っていた。それに対し、「人権」肯定説は、「人権」が存在することの根拠と、「人権」は伝統的人権觀における理解とは異なるものであることを示す理論的要請に応えなければならない。

このような論点にかかわって注目されるのは、李歩雲の人権の「三つの存在形態」論である<sup>(66)</sup>。李は、人権の存在する形態として「あるべき権利」（“應有権利”）、「法に定められた権利」（“法定権利”）、「現にある権利」（“実有権利”）の三つの要素を設定する。「人権」は本来の意味から言えば「あるべき権利」である。これは、法によって認可もしくは保障される以前に存在する、「現実の社会生活の中に客観的に存在するもの」であり、「法に定められた権利」が存在するかどうかによって左右されない。法律の制定以前、つまり、国家的強制力が伴わない段階においても、社会組織の綱領や規約、さまざまな「郷規民約」、社会的習慣や伝統、人々の道徳的観念や社会的政治的意識によって承認されるものだとする。実例として、1982年憲法の第38条を挙げる。これは、「文化大革命」時代に誹謗や中傷がはびこった反省にたって、初めて人格の尊厳を権利として規定したものであるが、

(64) 王勇飛他・前掲書、262頁。

(65) 公丕祥「権利現象の価値分析」（『南京社会科学』1992年第2期）。

(66) 李歩雲「論人権の三種存在形態」（『法学研究』1991年第4期）。

「人格の尊厳」という権利はこの条文によって初めて生まれたのではなく、もともと存在する権利であると述べる。この「あるべき権利」が法律によって確認されたものが「法に定められた権利」である。しかし、「法に定められた権利」の存在によって人権の実現過程が完了したとは言えない。人権意識の向上や法治の実行などによって、現実に享有することができる権利が「現にある権利」となる。この三つの要素が重層的関係をなして存在するのが「人権」であるという。実は、「あるべき権利」を「人権」の核心的存在形態とする以上、自然法思想における自然権との区別の問題が回避することのできない第一の問題であろう。李は、区別すべき論点を四点あげ、第一は、自然権は出発点となる人間の本性について人間の自然的属性のみに注目し、人間の社会的属性を無視しているのに対し、「あるべき権利」は両者の属性を含むこと、第二は、カントが自然権を道徳的権利とみなした例をあげ、人権意識と同一視する自然権の神秘的性格に対して、「あるべき権利」は現実の社会生活に存在する「社会的存在」のカテゴリーに属すること、第三は、自然権は抽象的なものであるがゆえに階級性を持たないが、「あるべき権利」は現実の社会関係と結びついた具体的権利であるがゆえに階級性をもつこと、第四は、自然権は不变のものと捉えられているが、「あるべき権利」は一定の歴史的時期の社会関係によって規定されるがゆえに常に変化するものであることを指摘している。この指摘の中で、第二の論点については、マルクス主義の観点に立つ限り、人権自体がイデオロギーである以上、「社会的意識」のカテゴリーに属する。これと対比される「社会的存在」カテゴリーとして説明するのは無理があろう。第一の論点は、マルクスの理解にかかわる論点を含む。マルクスが人間の本質は「社会諸関係の総体」であることを根拠に据えて、「人権」の人間とは社会的関係と切り離された主体であることを理由に「人権」概念を批判したと理解し、肯定すべき「人権」は人間の自然的属性と社会的属性の統一から再出発することで自然権と異なる新しい「人権」概念を提起している。この論点は、「人権」肯定説に立つ他の論者の場合も、「自然的属性と社会的本質の統

一」<sup>(67)</sup>など表現上の差異はあるものの、共通した捉え方の見られる点である。

#### (4) 「人権」概念の普遍性と歴史性

「人権」否定説に立つ場合、「人権」は歴史的なものであり、資本主義社会における「人権」＝ブルジョア的人権は階級性を有し、「人権そのものは特権」<sup>(68)</sup>であると考える。したがって、「人権」概念の普遍性を否定する点では、やはり単純明快な論理構成を持つ。これに対し、「人権」肯定説は、第四の論点として、歴史性の観点からブルジョア的人権と中国の人権を区別する理論的課題を担わなければならない。

前述したように、李は、自然権と区別する第三、第四の論点で「人権」の階級性や歴史性を主張しているが、これをふまえて、さらに、「新しい人権」を「社会主義的人権」としてさらに積極的に性格づけしている<sup>(69)</sup>。天赋人権論の「一面的な人間性論」を超えた「人権」という見解とともに、「人権白書」に述べた、中国の人権の権利の広範性、公平性、真実性の三つの特徴を「社会主義人権制度」の優越性として結びつけている。劉瀚、李林論文も、「人権は歴史的カテゴリーである」という観点から、全人類の徹底的解放を目標として不斷に改善されていくのが「社会主義的人権の特徴」であるとしている<sup>(70)</sup>。ただし、この「社会主義的人権」カテゴリーを用いる論者はまだ少ない。「人権白書」は、「人権」概念の歴史性を主張している以上、その普遍性を前提としていることは明らかであるが、中国の人権について「社会主義的人権」という規定は行っていない。「人権白書」の発表が「人権」概念をめぐる議論の基本的終了を導くきっかけを作ったにもかかわらず、理論的には未だ決着していない論点を残したと言うべきであろう。

(67) 胡亜球「試論民事訴訟中人」（『現代法学』1992年第2期）。

(68) 『マルクス＝エンゲルス全集』第3巻（大月書店版）、204頁。

(69) 李歩雲「社会主義人権的基本理論与実践」（『法学研究』1992年第4期）。

(70) 劉瀚、李林・前掲論文。

李の見解は、個人的権利を重視する側面から「社会主義的人権」の規定を試みた見解であるが、他方で、集団的利益をより重視する観点から「新しい人権」へのアプローチがある。張堅らが述べた「中国共産党の人権観」は、個人の権利も重要であるが、「国家、民族、集団の権利はもっと重要である」と述べる。個人の利益と集団の利益の間に矛盾が生じた場合は、集団の利益を優先させねばならないとする。この観点から「四つの基本原則」の堅持を主張する<sup>(71)</sup>。個人的権利にかかわっても集団的利益を重視する考え方、「人権」概念が登場する以前、つまり、中国憲法の「市民の基本的権利」を分析する際、つとに指摘された特徴である。それは、中国社会主義の性格のみならず、中国前近代の伝統的思想からの影響と結びつけられて論じられる<sup>(72)</sup>。民主化運動の扱い手たちが主張した人権要求と比較するとき、この点が「人権」概念をめぐって両者の最も鋭く対立する争点となるであろう。「人権白書」が生存権を第一義的人権に掲げるとともに、「生存権がなければその他すべての人権は話にならない。」と述べる観点は、むしろこの「中国共産党の人権観」の考え方には近い。民主化要求にかかわる人権問題は言論の自由を一つの焦点としていたことを考慮すれば、この点でも対照的である。

また、「人権白書」に明示した、「世界人権宣言」や「国際人権規約」尊重の立場と同時に、各国の人権問題は主権の範囲内の問題であるとする立場の理論的説明の問題にも触れなければならない。この論点にかかわっては、「普遍性」とは異なるものの、「人権」のより一般的な性格を論ずるアプローチが見られる。第一は、「人権」概念を「共通性」（“共性”）と「個別性」（“個性”）の両側面から捉える見解である。李は、「社会主義的人権」理論の内容の一つとして、「人権は共通性と個別性の統一である」ことを述

(71) 張堅他・前掲書、105頁。

(72) 個人の権利観念が希薄な点について伝統文化の影響を指摘したものについて、たとえば、趙震江主編『中国法制四十年』（北京大学出版社、1990年）、191頁以下参照。また、エドワーズ、ヘンキン、ネイサン著、斎藤恵彦、興梠一郎訳『中国の人権』（有信堂、1990年）参照。

べ、具体例として、国内法では人身の自由などを、国際的には「世界人権宣言」や「国際人権規約」の一連の原則を共通性の反映として挙げ、また、階級社会における権利の不平等や国家主権原則に基づく人権観念や人権制度の差異を個別性の反映として挙げている。李は、共通性と個別性の境界は相対的なものであり、人類社会の発展変化にしたがって、つねに変化するものであると述べる<sup>(73)</sup>。共通性と個別性を指摘する他の論者も含めて、国際的領域における人権を共通性のカテゴリーに入れて議論する傾向にあり、「人権」肯定説の登場する要因の一つに国際的背景があったと見ることもできる。

第二のアプローチは、徐炳の「人権の超階級性」カテゴリーに見られる見解である<sup>(74)</sup>。徐は、人権が人類文明発展の成果であるという観点から、人間の権利である「人権」それ自身は超階級的な概念であると述べる。それが現実の法における人権は、階級性と超階級性の両方を持ち、一方のみを強調し他の側面を無視してはならないという。戦争犯対人道主義を実行する各国の法原則や国内における刑事被告人に対する人道主義的待遇を人権の超階級性の具体例として挙げている。とくに、彼は、国内の経験としては、「文化大革命」の「痛ましい教訓」に基づき、人権の階級性のみを強調した、完全に人権を否定する誤りが人権を踏みにじる結果をもたらしたと指摘する。林仁棟は、人権自体は階級性を持たないが、人権の実現の過程および実現の程度は階級的制約を受けるという<sup>(75)</sup>。これもほぼ同様の論理と見てもよいであろう。しかし、このような、ある意味で人権の階級性を否定する主張を支配的見解と見ることはできない。むしろ、楊康が、国際関係の中で人権は論議を呼ぶ論点となっていると指摘し、資本主義国の人権論に対抗して「世界にはもともと超階級的な人権は存在しない」<sup>(76)</sup>と述べる見解が権威的地位を占めるであろう。

(73) 李歩雲・前掲論文、4頁。

(74) 徐炳「人権理論の產生和歴史發展」(『法学研究』1989年第3期)。

(75) 林仁棟・前掲論文。

## む す び

今日の中国における「人権」概念をめぐる議論が1979年以降展開されてきたことは、ちょうど経済体制改革の動きと対応している。従来、人権という表現自体が公式的には語られてこなかったことを思えば、経済体制改革を通じてあらゆる側面で変化しつつある中国の法の側面における反映と見ることができるであろう。その意味では、本論において、「人権」概念を否定する認識から肯定する認識へと変化してきたことを述べたのはその証左でもある。ここでは、それらの論点にかかわる要点を確認しつつ、若干の敷衍を試みることでむすびとしたい。

「人権」概念の認識の変化は、まず、国際的要因と国内的要因の両面にかかわる政治過程として把握した。国際的要因については、国際政治の動向にかかわって、国連や、アメリカなど諸外国からのインパクトとそれに対応する外交政策の変化として見ることができる。国内的要因とは、直接的には、民主化運動における人権要求とそれに対抗する共産党や政府の動向が中心的内容をなす。しかし、民主化運動でとくに「人権」が掲げられた理由は、「文化大革命」期に多くの幹部や大衆の自由迫害という経験を経たことであり、同様に共産党も、この人権要求を「ブルジョア的自由化」の思想として批判しながら、「人権」概念の肯定へと転換したのは、「文化大革命」期の人権侵害の事実を認めたからに外ならない<sup>(76)</sup>。「これまで憲法はあったが、国家主席の人身の自由すら保障することができなかつた。」という指摘は<sup>(77)</sup>、おそらく国民に共通する認識であろう。「文化大革命」に対する反省という歴史的要因こそが、最も主要な要因であると言わねばならない。

(76) 楊康「論人權的本質」(馮卓然、谷春徳主編・前掲書、所収)、118頁。

(77) 趙震江主編・前掲書、186頁以下参照。

(78) 張宗厚「法治的精髓是自由与權利」(『改革』1989年第1期)、158頁。

「人権」概念をめぐる議論は、第一期および第二期にわたって多様な見解を登場させたが、この流れに決着を与えたのは、国務院の「人権白書」の発表であった。「人権白書」は、人権問題に対する政府の政治的立場を明らかにしたという意義を持つと同時に、「人権」概念をめぐる理論的検討の試みにも一定の区切りをつける結果をもたらした。まず、「人権」否定説から「人権」肯定説への概念理解上の変更点は、「人権」＝ブルジョア的人権説にもとづく「人権」概念批判から、社会主義にも「人権」があることの承認によって「人権」概念がより一般化されたことである。とはいえ、ブルジョア的人権批判の根拠となった考え方にも変更があったわけではない。にもかかわらず、「人権」肯定説を導いた理由は、今日の「人権」はヨーロッパ市民革命期の「人権」概念に発展を加えた「新しい人権」だという点にある。このことは、「人権白書」によって確認できるところである。しかし、これによって、理論的にすべて解明されたというわけにはいくまい。なお検討の余地があると思われる論点について以下に記しておきたい。

第一は、集団的人権の論理についてである。「新しい世代の人権」論の核心は集団的人権論の提起にある。しかし、「人権」を「人間の権利」と捉える限り、権利の主体が集団となることの論理は未だ説得的であるとは言えない。そもそも、「集団的人権」は抽象性を免れないのではないか、また、集団的人権を重視するというとき、集団内部における個人の権利はどのように位置づけられるのか、なお、分析すべき問題を残している<sup>(79)</sup>。

第二は、個人的権利の評価の問題である。中国マルクス主義の観点に立つ限り、ブルジョア的人権を批判しつつ、それとは異なる個人的権利概念の構築が要請されざるを得ない。その中で、「るべき権利」論の登場したことが注目されるが、その内容は自然法思想およびカントの法思想との脈絡でなお理論的緊張関係が残っている。むしろ、それらの影響を受けている、あるいは、その系譜にある議論として理解する方がわかりやすいよう

---

(79) なお、集団的人権をめぐる議論については、土屋「中国の人権と主権」（前掲）を参照されたい。

に思われる。また、個人的権利を評価する際に、集団的利益を優先する形で再解釈する有力な見解が存在するが、この場合、中国社会主義の理論的特徴としてだけでなく、中国の伝統的思想の影響を受けた考え方として論じうる余地があるようと思われる。

第三は、人権の普遍性と歴史性の問題である。第一、第二の論点の内容を含めて「人権」概念全体の結節点とも言うべき意義を持つ。本論で述べたように、普遍性と歴史性のジレンマをめぐる理論的解明の問題が核心的地位を占めるであろう。この点にかんしては、「人権」概念をめぐる議論の中で提起された「社会主義的人権」カテゴリーが解明の糸口を握っているようと思われる。「社会主義的」人権が概念として成立しうるとすれば、マルクス主義の方法論から出発して、人権の生成、発展の歴史的過程の中に積極的意義を持つカテゴリーとして位置づけることができるからである。しかし、議論の中で見られた主張には、「人権」概念の社会主義的性格というよりは、社会主義の優位性を示すためのイデオロギー宣伝の性格、言い換えれば、「政治言語」としての「社会主義」が形容詞の働きをしているにすぎないようにも思える。しかし、何よりもまだ、幾つかの見解で示されたにとどまっていることからすれば、今後の動向をさらに見守る必要があるう<sup>(80)</sup>。

---

(80) 日本でも、研究対象とされてきた論点である。芝田は、マルクス主義哲学の観点から「人権」の普遍性を主張し、これに対するクレンナーの反論などを含め国際的論争が展開された。芝田進午「『生きる権利』と自由の問題」(『科学と思想』第15号)、『マルクス主義研究年報』1978年版、1979年年版および1980年版を参照。森下は、社会主義国に人権意識を培う観点から、「社会主義的人権宣言」の可能性を論じた。森下敏夫「社会主義的基本権の権利と体系」(『社会主義法研究年報』第4号) 参照。笹沼は、マルクス初期の人権批判論は、後に新しい人間の権利を展望するまでに発展したとする観点から人権の普遍性を主張している。笹沼弘志「人権批判の現代的可能性について」(『早稲田法学会誌』第43巻) 参照。